

【別添資料1】

地域クラブ「〇〇〇〇」規約（例）

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、〇〇〇〇（以下「本クラブ」という）と称する。

(目的)

第2条 本クラブは、◇◇◇◇（種目）を通じ、青少年の心身の健全な育成に資するとともに、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ態度を育むことを目的とする。

(活動)

第3条 本クラブの活動は、スポーツ庁・文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び千葉県の「地域で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を踏まえたものとする。

- (1) 活動時間については、平日2時間程度、休日3時間程度で、平日と休日にそれぞれ1日以上 of 休養日を設ける。ただし、大会等でやむを得ず活動する場合は、別途、休養日を設ける。
- (2) 年間の活動計画や月ごとの活動計画を策定し、会員や保護者に示す。
- (3) 「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」に準拠した運営を行う。
- (4) 会員の個性や自主性を尊重し、発達段階に応じた無理のない練習計画のもとに活動を行う。

第2章 会員

(加入と退会)

第4条 本クラブに入会しようとする者は、別紙様式1「入会申請書」を代表あてに提出する。退会する場合は、様式2「退会届」を代表あてに提出する。

第5条 入会の登録有効期間は、入会申請を受けた日からその年度末日までとし、毎年度これを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

(活動費)

第6条 本クラブの会費は、1人月額〇,〇〇〇円とする。

- (1) 会費は、入会日が属する月、退会日が属する月も納入する。
- (2) 会費は臨時に徴収することがある。
- (3) 一旦納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。
- (4) 遠征や大会等に係る経費は、別途集金するものとする。

第3章 組織

(役員)

第7条 本クラブには、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 (若干名)
- (3) 会計 2名

- (4) 会計監査 2名（保護者より選出）
- (5) 保護者代表 1名
- (6) 指導者（20歳以上）

（役員の職務）

第8条 本クラブの役員は次の職務を担う。

- (1) 代表は、本クラブを代表し、会務を整理する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表が事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本クラブの会計事務を処理する。
- (4) 会計監査は、会計及び会計状況を監査する。

（指導者）

第9条 指導者は、青少年健全育成に対する熱意を有し、スポーツや文化活動の指導に専門的な知識や技能を有する20歳以上の者とする。

- (1) 指導者は、本クラブや茂原市教育委員会が主催する研修会に参加しなければならない。
- (2) 指導者は、本クラブが指定した保険に加入しなければならない。
- (3) 指導者の報酬については、月額〇,〇〇〇円とする。

第4章 施設の利用

（施設の利用）

第10条 茂原市の公共施設及び各学校施設の利用の場合は、所定の申請方法により、利用申請を行う。

- (1) 茂原市の公共施設の利用に関しては、利用の際に部活動地域移行の団体申請「認定要件確認書」を提示することで半額に減免となる。
- (2) 各学校施設の利用は、学校ごとの調整会議に出席して次年度の利用予定を調整する。申請は、「茂原市立学校施設の開放規則」にしたがって、「学校施設利用許可申請書」を学校長に提出する。学校長の許可を得た後、「管理指導員選任書」を教育委員会と当該学校長に提出する。使用後は、毎月10日までに前月の「学校施設利用報告書」を提出する。

第5章 その他

（事故の責任）

第11条 会員は、本クラブの活動に際しては、諸規定を遵守し、指導者の指示に従い自己の責任において活動する。指導が適切に行われている場合は、傷害等の事故が起こっても、加入する保険の賠償の範囲内で対応するものとし、本クラブ及び指導者に対し損害賠償を請求できないものとする。

（会計年度）

第12条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月末日までとする。

【別添資料2】

〇〇〇中学校保護者クラブ規約（例）

第1章 総則

（名称）

第1条 本保護者クラブは、名称を〇〇〇クラブ（以下「本保護者クラブ」という）と称する。

（位置づけ）

第2条 本保護者クラブは、休日の学校部活動地域移行における休日に活動する地域クラブとして、〇〇部の生徒を会員として、保護者が運営する地域クラブとする。

- （1）本保護者クラブは、〇〇〇中学校〇〇部の休日の活動を行うものとし、平日は部活動として学校顧問が指導する。
- （2）本保護者クラブへの参加は、〇〇〇中学校〇〇部に所属する生徒のうち、本人及び保護者が希望するものとする。

（目的）

第3条 本保護者クラブは、学校部活動の休日の活動を補完することを目的とし、学校部活動の目的に準じて青少年の心身の健全な育成に資するとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

（活動）

第4条 本保護者クラブの活動は、スポーツ庁・文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び千葉県の「地域で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を踏まえたものとする。

- （1）活動時間については、休日の3時間程度で、少なくとも土日のどちらか1日を休養日とする。ただし、大会等でやむを得ず活動する場合は、別途、休養日を設ける。
- （2）年間の活動計画や月ごとの活動計画を策定し、会員や保護者に示す。
- （3）「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠した運営を行う。
- （4）会員の個性や自主性を尊重し、発達段階に応じた無理のない練習計画のもとに活動を行う。
- （5）会員の保護者全員が本保護者クラブの運営者となり、原則として、当番の保護者及び希望する保護者が休日の活動をサポートする。ただし、〇〇〇中学校顧問が兼業兼職で指導する場合はその限りではない。

第2章 会員

（加入と退会）

第5条 本保護者クラブに参加しようとする生徒及び保護者は、別紙様式1「入会申請書」を代表あてに提出する。退会する場合は、様式2「退会届」を代表あてに提出する。

第6条 入会の登録有効期間は、入会申請を受けた日からその年度末日までとし、毎年度これを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

（活動費）

第7条 本保護者クラブの会費は、1人月額〇,〇〇〇円とする。

- (1) 会費は、入会日が属する月、退会日が属する月も納入する。
- (2) 会費は臨時に徴収することがある。
- (3) 一旦納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。
- (4) 遠征や大会等に係る経費は、別途集金するものとする。

第3章 組織

(役員)

第8条 本保護者クラブには、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 (若干名)
- (3) 会計 2名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 指導者 (兼職兼業による〇〇〇中学校〇〇部顧問)

(役員の仕事)

第9条 本保護者クラブ役員は、次の職務を担う。

- (1) 代表は、クラブを代表し、指導者と綿密な連携をしながら会務を整理する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表が事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、保護者クラブの会計事務を処理する。
- (4) 会計監査は、会計及び会計状況を監査する。

第4章 運営及び活動

(保護者クラブの運営)

第10条 本保護者クラブの運営については、毎年4月に総会を開き、以下の事項について決定する。

- (1) 年間活動方針及び活動計画
- (2) 保護者クラブに参加する生徒の人数の把握及び第8条に示す役員。
- (3) 保険への加入。
- (4) 前年度の会計報告及び当該年度の予算。
- (5) 参加費 (月謝) の金額及び指導者の報酬。

第11条 代表は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第12条 保護者クラブの運営について、練習の日程変更や練習中のけが、欠席連絡等について必ず連絡を取り合うことができるよう、連絡手段を確立する。

(活動)

第13条 保護者クラブの活動は、原則、2人以上の保護者の監督下で行う。

第14条 保護者クラブの会員は、生徒保護者とも保護者クラブが推奨する保険に加入する。(保護者は、指導者対象の保険)

第15条 練習試合や大会については、原則、指導者 (学校顧問) が行うが、保護者クラブの引率も可とする。ただしその場合は、大会の主催者や学校と十分な打ち合わせを行う。

第4章 施設の利用

(施設の利用)

第16条 休日の活動については、茂原市立〇〇〇中学校柔道場での練習を基本とするが、地域クラブでの利用となるため、所定の申請方法により、利用申請を行う。

- (1) 各学校施設の利用は、学校ごとの調整会議に出席して次年度の利用予定を調整する。申請は、「茂原市立学校施設の開放規則」にしたがって、「学校施設利用許可申請書」を学校長に提出する。学校長の許可を得た後、「管理指導員選任書」を教育委員会と当該学校長に提出する。使用後は、毎月10日までに前月の「学校施設利用報告書」を提出する。
- (2) 茂原市の公共施設の利用に関しては、利用の際に部活動地域移行の団体申請「認定要件確認書」を提示することで半額に減免となる。

第5章 その他

(事故の責任)

第17条 会員は、本保護者クラブの活動に際しては、諸規定を遵守し、指導者の指示に従い自己の責任において活動する。指導が適切に行われている場合は、傷害等の事故が起こっても、加入する保険の賠償の範囲内で対応するものとし、本保護者クラブ及び指導者に対し損害賠償を請求できないものとする。

(会計年度)

第18条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月末日までとする。

【別添資料3】

休日の中学校部活動地域移行実施団体届

令和 年 月 日			
茂原市教育委員会 様			
「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守し、休日の学校部活動地域移行を受け入れる団体として登録します。			
団体名 _____			
代表者名 _____ (印)			
団体名			
活動種目		指導者数	人
指導者の 所有資格			
住 所			
連絡先	生徒に知らせてよい電話番号 () 代表者携帯 — — — —		
対 象 中学校	A長生郡市内全域 C学校指定 東中学校 富士見中学校 茂原中学校 B市内全中学校 南中学校 本納中学校 早野中学校		
活動日 活動時間			
主な 活動場所			
募集人数	人	必要経費	月謝 その他の経費
その他申請事項			

地域クラブの活動の詳細

<p>クラブのPR 活動方針・目標 中学生へのメッセージ 等</p>	<p>・</p>
<p>大会への参加方針 登録等</p>	<p>・</p>
<p>見学会の日程</p>	<p style="text-align: right;">場 所</p> <p>① 月 日 () 時 分～ 時 分 ()</p>
<p>その他、中学生に伝えたいこと</p>	<p>・</p>

【別添資料4】

休日の学校部活動地域移行における地域クラブ認定要件確認書

以下の項目を確認し、「休日の中学校部活動地域移行実施団体届」を提出いたします。

- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)の「Ⅱ新たな地域クラブ活動」の内容を理解し指導にあたっている。(研修資料)
- 「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」の内容を遵守している。(研修資料)
- 勝利至上主義に陥ることなく、生徒の個性を伸長する指導を心がけている。特に、以下の項目に重点を置いたクラブ運営を行っている。(研修資料)
 - (1) 効果的な指導
 - (2) 生徒とのコミュニケーション
 - (3) いじめの防止と適切な集団作り
 - (4) 体罰やハラスメントの厳禁
 - (5) 安全に対する指導
- 指導者、会員ともに傷害保険に加入している。指導者については、賠償責任保険が付帯されている。
- 会員の練習内容や状況について、保護者や学校の部活動顧問との連携をとっている。
- 保護者・会員との緊急連絡体制を構築するとともに、緊急時以外の個人的なやり取りによるトラブルが発生しないよう留意している。
- 地域クラブの役員や会費等について明記されたものが具備されている。
- 地域クラブとして、会員が小中体連主催の大会に参加する場合は、小中学校体育連盟の各専門部が指定する指導者資格を所持する指導者がいる。
- 休日の活動を行う活動する場所が確保されている。(予定でも可)

令和 年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____ ⑩

貴団体を茂原市休日の学校部活動地域移行を受け入れる地域クラブとして認定します。

令和 年 月 日

茂原市教育委員会

〇〇〇クラブ入会申請書

令和 年 月 日

〇〇〇クラブ代表者 様

〇〇〇クラブ規約を遵守し、加入したいので申し込みます。

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ (印)

- 会費は、所定の方法で納入します。
- 規約違反や迷惑行為があった場合は、退会をします。
- スポーツ安全保険に加入し、事故等の場合は、この保証範囲内とします。

ふりがな			生年月日
氏名			平成 年 月 日
性別	男・女	在籍学校 (学年)	中学校 (年)
登録の状況			
住所			
本人電話番号 (所有者のみ)		メールアドレス	
保護者電話番号		メールアドレス	
緊急連絡先	名称	電話番号	
特記事項 (健康上配慮等)			

様式2「退会届」

〇〇〇クラブ退会届

令和 年 月 日

〇〇〇クラブ代表者 様

〇〇〇クラブを退会したいので、届け出をします。

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ (印)